

船 行 第 4 8 2 号

平成19年10月9日

船 橋 市 監 査 委 員 様

船橋市長 藤 代 孝 七

平成18年度包括外部監査結果に係る措置等の状況のまとめについて

平成19年2月21日付で船橋市包括外部監査人から提出された平成18年度船橋市包括外部監査結果報告書に係る措置等の状況について、別紙のとおり通知いたします。

なお、包括外部監査結果報告書には、監査の結果とともに包括外部監査人の意見が記されており、意見に対しては必ずしも措置等を要するものではありませんが、現在の状況や意見に対する考え方を記載しています。

(担当：行政管理課 横瀬 内線 2144)

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	リースを前提としたパッケージソフトウェアのカスタマイズを依頼する場合は、手続や契約の雛形などを策定することが望まれる。	監査時点と同じ	電子行政推進課においては、平成18年度分よりパッケージ導入時(カスタマイズ作業開始時)に大筋において共通の契約書を作成しているところであるが、契約書の内容について、項目等を精査し、共通項目について雛形を作成し、手続のマニュアル等も併せて作成していく。
監査結果	プログラム改修等のシステム変更における責任の所在を明確にするために、正式な依頼文書に基づき必要なシステム変更を確実に委託業者に実施させるとともに、依頼文書に基づく正確な検収を実施する必要がある。	監査時点と同じ	依頼文書の雛形を作成し、必要なシステム変更の確実な実施と、依頼文書に基づく正確な検収を実施するよう、庁内に周知していく。
監査結果	情報セキュリティ対策基準の策定・改正にあたっては、速やかに職員に周知徹底する必要がある。	情報セキュリティ対策基準の改正があればその都度、速やかに周知することとした。	措置済み
監査結果	全庁的な管理体制を整備し、管理に必要なPDCAサイクル(=管理のためのPlan(計画)、Do(実施)、Check(解析、監査、監視)、Action(改善)のサイクルのこと)を構築し、継続的な運用が必要である。	監査時点と同じ	総務省策定の地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(平成18年9月版)に基づき、「情報セキュリティ対策基準」の改訂作業を進めており、その中でPDCAサイクルの再構築をしていく。
監査結果	PDCAの各プロセスにおける情報セキュリティ委員会、電子行政推進課及び各課の役割と責任を情報セキュリティ対策基準等に具体化・詳細化し、基準等に基づいた適切な管理運営を行う必要がある。	監査時点と同じ	
監査結果	各課所管システムの重要性分類の妥当性を検証し、不適切な分類があれば各課に訂正するよう指導する必要がある。	監査時点と同じ	情報セキュリティ実施手順書の策定状況と併せシステムの重要性分類を確認、指導していく。
監査結果	適宜重要性分類の見直しを行うこと及び見直し結果に対する検証や承認に関する手続を定める必要がある。	監査時点と同じ	見直し結果についてCIO(=庁内の情報システムや情報の利用を統括する最高情報統括責任者)の決裁及び情報セキュリティ委員会への報告方法を検討していく。
監査結果	各課における情報セキュリティ実施手順書の策定状況を正確に把握するとともに、情報資産の洗い出しを含めた全庁的な情報セキュリティについての仕切り直しが必要かどうかの検討を行う必要がある。	監査時点と同じ	各活用課に対して情報セキュリティ実施手順書の策定状況を調査し、検討していく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	各課において、情報セキュリティ対策基準よりもレベルの低い対策を講じざるを得ないときは、その理由と将来的な対応方針等を明確にし、課内だけの決裁ではなく、CIOの決裁を得る必要がある。	セキュリティ対策基準に関する決裁事項について、事務決裁規程と情報セキュリティ対策基準との整合性を図り、基本的にCIOまでの決裁とすることとした。	措置済み
監査結果	異例事項に対するCIO決裁等については、情報セキュリティ対策基準に明確化し、徹底する必要がある。		措置済み
意見	情報セキュリティ対策基準を改正する場合は、内容の変更有無にかかわらず、最終決定権限及び責任を有するCIOの決裁が必要である。		措置済み
意見	システムに実装するセキュリティ要件の雛形やガイドラインを整備し、それをもとにシステム導入時に必要な要件を検討しRFP(=情報システムを調達する際に、ベンダーに提案書を作成させるためにシステムの概要や調達条件などの要求内容を記述した文書)に盛り込むことが望まれる。	監査時点と同じ	システム導入時に必要なセキュリティ要件について、基準を策定し、RFPに盛り込むようにしていく。
監査結果	CIOは、委員会として管理する事項を情報セキュリティ対策基準等に具体化・詳細化し、電子行政推進課や各課に対し具体的な活動を指示する必要がある。	監査時点と同じ	定期的に情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティ対策基準の再確認、事故報告等を実施し、全庁的な情報セキュリティの必要性和委員会の役割を明確にするように努める。
監査結果	CIOは、情報セキュリティ委員会を適宜開催し、全庁的に統一の取れた情報セキュリティの管理・運営を行う必要がある。	監査時点と同じ	
意見	電子行政推進課の役割や責任を情報セキュリティ対策基準等に明確化・文書化し、情報セキュリティ委員会を通じて周知する必要がある。	監査時点と同じ	電子行政推進課の役割を再確認のうえ明確にし、個人情報保護を所管する情報政策課と連携をとりながらセキュリティ対策について庁内に周知する。
意見	情報セキュリティの管理運営に関する役割や責任を再認識し、積極的に情報セキュリティの推進に取り組むことが望まれる。	監査時点と同じ	

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	情報資産保護管理規程等が遵守されているかどうかについて、各課でできる自己点検チェックシートの作成にあたっては、電子行政推進課と各課の役割・責任、作業内容、手順を明確化・文書化することが望まれる。	自己点検用のソフトウェアを調達し、運用について検討中である。	自己点検チェックシートを作成し、その中で電子行政推進課と各課の役割・責任、作業内容、手順を明確にしていく。
意見	電子行政推進課と各課の役割・責任、作業内容、手順については、情報セキュリティ委員会の審議事項とするとともに、自己点検結果については、委員会への定期的な報告事項とし、各課の実施状況を管理することが望まれる。	監査時点と同じ	
意見	自然災害やハードウェアの故障、プログラムミスなども前提とした緊急時対応計画の見直しと定期的な訓練を実施することが望まれる。	監査時点と同じ	
意見	全庁で利用できる障害発生報告書の雛形を定めることが望まれる。	監査時点と同じ	電子行政推進課で作成している障害報告書に基づき、各課用の障害発生報告書の雛型を用意し、ネットワーク管理者(電子行政推進課長)への提出を徹底させる。
監査結果	内部監査の実施により、各課での情報セキュリティに関する整備・運用状況を点検し、不備な点を改善することにより、情報セキュリティマネジメントのPDCAサイクルをまわす必要がある。	自己点検用のソフトウェアを調達し、運用方法について検討中である。	内部監査実施に向けた方策を検討していく。
監査結果	内部監査等の実施においては、情報セキュリティ委員会審議事項として、内部監査の計画や実施結果の審議を行う必要がある。		
意見	端末の利用者登録・廃止に関する申請書を定め、申請書に基づき利用者の登録・廃止作業を行い、その作業記録を一定期間保管する必要がある。	監査時点と同じ	申請書の雛形を作成し、文書管理規則の所管課である行政管理課と協議の上作業記録を保管する標準的な期間を定め、各課の各システムのセキュリティ実施要綱の中で作業記録を一定期間保管すべきである旨を盛り込むよう指導していく。
意見	全庁で利用できる利用者登録・廃止申請書の雛形を定めることが望まれる。	監査時点と同じ	電子行政推進課へ各課が提出している「端末取扱者(住基オペレータ)登録申請書」があるが、全庁で利用可能な「端末取扱者登録申請書」の雛型を検討していく。
意見	全庁で利用できるID管理簿の雛形を定めるとともに、定期的なユーザIDの棚卸については、情報セキュリティ対策基準等に明記するなどにより、全庁共通的な運用として実施することが望まれる。	監査時点と同じ	電子行政推進課では、ユーザIDを電子データで管理しており、人事異動に併せ棚卸しを実施しているが、情報セキュリティ対策基準への明記を検討するとともに、ユーザID管理簿の雛型を検討していく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	定期的なパスワード変更については、具体的な変更期間を定め、情報セキュリティ対策基準等に明記するなどにより、全庁共通的な運用が望まれる。	監査時点と同じ	情報セキュリティ対策基準等に標準的な変更期間を明記するなどした上で、各課の情報セキュリティ実施手順において具体的な変更期間を定めるよう指導していく。
意見	アクセスログについては、具体的な保管期間を定め、情報セキュリティ対策基準等に明記するなどにより、全庁共通的な運用が望まれる。	監査時点と同じ	電子行政推進課では5年保存で運用しているところであるが、各システムで管理しているアクセスログの保存期間について文書管理規則を所管している行政管理課と協議していく。
意見	個人情報扱うシステムにおいて、ネットワーク機器の定期的調査は、自己点検項目として、全庁レベルで実施することが望まれる。	監査時点と同じ	自己点検チェックシートの項目として検討していく。
意見	外部機関との個人情報の授受については、その都度授受票を手交し、責任者により一定期間保管することが望まれる。	監査時点と同じ	授受票の雛形の作成を検討し、各システムの所管課に一定期間保管するよう指導していく。
意見	全庁で利用できる授受票の雛形を定めることが望まれる。	監査時点と同じ	電子行政推進課では、エントリーデータの授受に「INPUTデータ送付兼受領書」を使用しているが、全庁で利用できる「データ送付兼受領書」の雛形を検討していく。
意見	個人情報が含まれる記録媒体は、鍵つきキャビネット等により厳重に保管する必要がある。	監査時点と同じ	個人情報が含まれる記録媒体は、鍵つきキャビネット等により厳重に保管するよう、周知・徹底していく。
意見	記録媒体の保管を明確にするため媒体管理簿又はデータ保管簿を作成し、管理者による管理が望まれる。	監査時点と同じ	雛形を作成し、管理者による管理を徹底するよう周知していく。
意見	全庁で利用できる媒体管理簿又はデータ保管簿の雛形を定めることが望まれる。	監査時点と同じ	電子行政推進課では、「磁気テープ等管理台帳」に記録し管理しているが、全庁で利用できる「磁気テープ等管理台帳」の雛形を検討していく。
意見	全庁で利用できる廃棄の記録が行える媒体管理簿の雛形を定めるとともに、データの削除については、復元不能な手順を確立し、情報セキュリティ対策基準等に明記するなどにより、全庁共通的な運用として実施することが望まれる。	監査時点と同じ	電子行政推進課では、廃棄する媒体の一覧に基づきデータの削除、破壊により処理しているが、全庁で利用できる手順書、書式の雛形を検討していく。
意見	不要となったFDなどの記録媒体の破棄は、メディアシュレッダーなどによる安全で、完全な廃棄処理が望まれる。	平成19年3月より、電子行政推進課については、ハードディスク等破壊機(消磁、破壊)、CD/DVD破壊機を導入し、破壊後に処分している。	庁内へ処分方法の周知を行っていく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	内部の事務処理の省力化を目的としたシステムの情報化投資について目的・効果が達成されたか否かを検証して、市民に対し説明することが望まれる。	監査時点と同じ	現状では、法改正に伴うものが主で、事前に効果を明確にしてシステムを導入することは困難であるが、導入目的・効果の検証について検討していく。
意見	情報化投資において事前に効果を明確にすること、事後に効果測定を実施してその有効性を評価すること、評価を次の情報化推進の施策に反映することなどに関する一連の規定、手続、評価基準及び評価体制を整備し、PDCAサイクルを確立することが望まれる。	監査時点と同じ	導入目的・効果の検証は必要と考えており、今後評価基準、体制等について検討していく。
監査結果	基幹系システム導入に関するリース契約におけるリース物件の売主の指定は、合理的な理由を決裁等に明確にする必要がある。	平成19年4月より、リース物件の決定については、原則入札により行っているが、ホストコンピュータとの相性等を考慮し、1社で見積合わせを行う場合には、決裁等に具体的な理由を明記することとしている。	措置済み
監査結果	記録媒体の外部持ち出しなどの際は、情報セキュリティ対策基準に基づき、統括情報セキュリティ担当者の決裁を得る必要がある。	平成19年度分から、バックアップデータ遠隔地保管業務委託について、従来は財務規則の予算執行額に基づき課長決裁であったが、予算執行前に、統括情報セキュリティ担当者(企画部長)の決裁を受けた。	措置済み
意見	記録媒体保管庫は、常時施錠を行うことが望まれる。	監査時点と同じ	記録媒体保管庫に至るまでには、電子行政推進課の管理区域内に入る際と、保管庫があるマシン室に入る際の、二重のセキュリティが施されているが、特に職員が不在となる退庁時の施錠については今後検討していく。
意見	監視カメラ等を設置し、情報が漏えいした場合の漏えい者の特定に利用することが望まれる。	監査時点と同じ	マシン室、廊下、出入口等が必要と考えられるので、設置場所等について管財課と、また映像の管理等について情報政策課と協議していく。
意見	汎用機を設置している電子計算機室用の非常用バッテリーを、交換期限に合わせ交換することが望まれる。	バッテリーについては設置当初から毎年点検し、直近の点検時において問題がないことを確認しており、電源設備を管理している管財課に連絡済みである。	メーカーの推奨している交換期限通りにバッテリーを交換することは、バッテリーが高額なため財政上困難な点もあるが、点検は欠かさず行うとともに、可能な限り交換期限に合わせてバッテリーを交換する方向で関係課と調整していく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	電子計算機室の入室カードの定期的な棚卸しに関する規定を定め、記録を保管することが望まれる。	棚卸しを実施した。	規定を定め、記録を保管するとともに、年1回の棚卸しを実施していく。
意見	電子計算機室の入室記録の保存期間の見直し及び規定化が望まれる。	監査時点と同じ	文書管理規則を所管する行政管理課と協議していく。
監査結果	情報セキュリティ実施手順書に基づき、盗難等を防止する観点から、端末機はワイヤー等で固定する必要がある。	監査時点と同じ	一部ノートパソコンにセキュリティワイヤーを設置しているが、窓口がある部署からセキュリティワイヤーを順次設置していく。
意見	システムの開発担当者には本番環境のアクセス権限を付与しないことが望まれる。	監査時点と同じ	電子行政推進課職員については、システムを運営していく上で開発と本番維持との両方を担当する必要があるため、本番環境のIDを付与しないことは、困難と考えるが、委託先のSEについては、検討していく。
意見	汎用機の開発ツールのユーザIDの登録・削除に関する申請書を定め、承認手続を明確化することが望まれる。	監査時点と同じ	登録・削除に関して、申請書を定め、手続を明確にしていく。
監査結果	基幹系財務会計システムにおいて、ユーザIDを個別に付与する必要がある。	平成19年6月より、財務会計端末のWindowsのログインについて個人IDの一部利用を開始したが、財務会計システムのIDは、所属課ごととなっている。	財務会計システムは、導入以来15年以上が経過しており、改造による個人別ユーザIDの付与は困難であるため、新たに財務会計システムの導入を行う際に検討する。
意見	基幹系システムの端末機のログインパスワードについて、利用者個人によるパスワード変更機能の追加を検討することが望まれる。	監査時点と同じ	業務システム更新時に利用者個人によるパスワードの変更が可能な方式を検討する。
監査結果	汎用機の開発ツールのパスワードについては、情報セキュリティ実施手順書に基づき、定期的に変更する必要がある。	監査時点と同じ	パスワードを定期的に変更していく。
監査結果	基幹系システムの情報システム仕様書等は、業務上必要とする者のみが閲覧できる場所に保管する必要がある。	監査時点と同じ	事務室、マシン室のスペースの確保及び施錠管理できる書庫等の購入が必要となるため、予算化を検討していく。
意見	職員による基幹系システムの開発において、テスト仕様書及びテスト実施記録を作成し、それをもとに上位者が確認・承認することが望まれる。	監査時点と同じ	テスト仕様書及びテスト実施記録を作成し、それをもとに上位者が確認・承認する方法を検討していく。
意見	基幹系システムの本番環境へのプログラムの登録に関する承認手続を明確化することが望まれる。	監査時点と同じ	本番環境へ登録するための決裁方法について検討していく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	基幹系システムの外部委託によるシステム開発において、契約書または仕様書に、システム開発及び保守時の事故・不正行為対策について記載することが望まれる。	外部委託による基幹系システムの開発・保守について、情報セキュリティ対策基準に基づき、仕様書に事故・不正行為対策を記載する方向で決定しているが、具体的な内容は検討中である。	記載する内容について検討していく。
監査結果	基幹系システムの連絡所、出張所等の端末についても、OS(=プログラムの実行を制御するための基本ソフトのこと)のセキュリティパッチの早急な適用が必要である。	平成19年4月より、出先施設と本庁間の回線を高速化し、定期的なセキュリティパッチの適用を開始している。	機器更新に併せて順次実施していく。
監査結果	基幹系システムに関して、リース物件の無償保守期間においても、個人情報保護に関する措置を講じる必要がある。	導入後1年間は、無償保守であるため、2年目に保守契約を行っていたが、平成19年4月より、リース開始時から保守契約を行い、個人情報保護に関する措置を講じ、支払は2年目以降として対応することとした。	措置済み

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	障害者検索システム ハードウェアの調達については、ソフトウェアと分離させ、より一層の経費節減を図る必要がある。	システム導入に関しては機器の調達は別契約とし、入札などを行っていくこととした。	措置済み
監査結果	システム システムの導入業者決定後、契約金額決定までのプロセスや提案価格と契約金額が相違する理由を、決裁等で明確にする必要がある。	次回以降のシステム導入時には、決裁等で明確にしていくこととした。	措置済み
意見	意見 システムの導入において、設置作業、保守作業、データ移行作業費用は、一時経費として別に契約を締結し、リース契約には含ませないことが望まれる。	システム導入時における設置作業等一時的な費用については、リース契約とは切り離して契約を行っていくこととした。	措置済み
監査結果	監査結果 EUC(エンドユーザによるデータのダウンロード及び加工による情報活用)検索において、個人別ID付与機能がシステム化されなかった理由を調査し、機能追加を検討する必要がある。	監査時点と同じ	EUC検索におけるID付加機能について、システム全体を確認し、個人ID付加による検索への移行を検討していく。
監査結果	監査結果 委託業者に厳格に情報を扱わせるために、契約書とおり個人情報管理者設置の報告や再委託に関する届け出が必要である。	監査時点と同じ	委託業者と協議し、適切な届出による業務実施を図っていく。
監査結果	監査結果 委託業者から提出される納品物は契約書等により明確にするとともに、検収に必要な試験項目を明確にし、それに基づき試験を行い、試験結果を一定期間保管する必要がある。	監査時点と同じ	契約書において納品物やシステム検収項目等を明瞭にし、検収結果についても一定期間保管する。
意見	意見 システムの保守業務委託において、作業報告書等に作業時間や対応工数を記載させ、次年度以降の契約時費用算定の参考とすることが望まれる。	監査時点と同じ	作業報告書等の記入漏れをなくし、適正な保守委託金額の算定資料としていく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
意見	障害者検索システム 情報セキュリティ対策基準について、必要な対策を抜粋するなどにより、わかりやすい資料を作成した上で、課内勉強会等を開催し、周知徹底することが望まれる。	監査時点と同じ	情報セキュリティ対策基準についての周知徹底のための課内研修等を実施していく。
監査結果	情報セキュリティ実施手順書の策定に関し、責任者である課長の決裁が必要である。	情報セキュリティ実施手順書の策定について、責任者である課長の決裁をとることとした。	措置済み
監査結果	情報セキュリティ実施手順書について、課内で適宜研修を実施する必要がある。	監査時点と同じ	課内研修を実施していく。
意見	利用者自身によるパスワード変更機能の追加を検討することが望まれる。	監査時点と同じ	システムにおける個人パスワードの変更の際には仕様変更も必要と思われることから、システムの修正も含め検討していく。
監査結果	保守業務に関する委託業者とサーバ等におけるOSのセキュリティパッチの要否に関する打ち合わせを行い、適用の方針を明確にする必要がある。	監査時点と同じ	保守業者と電子行政推進課を含めOSのセキュリティパッチの要否の方針を明確にしていく。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	介護保険システム システムの導入に関するリース契約におけるリース物件の売上の指定は、合理的な理由を決議等に明確にする必要がある。	リース調達の際は売主選定理由を決議等に明確にすることとした。	措置済み
意見	システムの導入において、ハードウェアの調達の際には、市あるいはリース業者による買取りを前提とした購入価格に対する競争入札を実施することが望まれる。	監査時点と同じ	市あるいはリース業者による買取りを前提とした購入価格に対する競争入札を実施する方向で検討する。
意見	システムの運用支援業務委託において、委託業者が作成する進捗会議資料等に作業時間や対応工数を記載させ、次年度以降の契約時費用算定の参考とすることが望まれる。	平成19年3月より、委託業者に対して、作業報告書及び完了報告書に作業時間、対応工数を記載するよう指示した。	措置済み
監査結果	ユーザIDを個人別に付与する必要がある。	平成18年10月より、非常勤職員を含め全職員に個人別ユーザIDを付与した。	措置済み
意見	利用者自身によるパスワード変更機能の追加を検討することが望まれる。	現行の介護保険システムは利用者自身によるパスワード変更機能を有していないため、平成18年9月28日に、製造元に対して当該機能の付与を要望した。	当該機能を付与する。

区分	事項	現在の状況	今後の方針
監査結果	母子寡婦福祉資金貸付システム システムの保守業務委託契約において、契約書等で委託業務内容を明確にする必要がある。	平成19年度からシステム保守業務委託契約書の「保守業務一覧」に項目を追加し、委託業務内容を明確にするとともに、委託業務完了報告書を提出する際には、「作業内容報告書」を添付させることとした。	措置済み
監査結果	母子寡婦福祉資金貸付システム システムを購入する際、他社システムと比較してどの程度経費に差が出るか確認し、随意契約とした理由を具体的に記す必要がある。	今後、システムを購入する際には、他社から見積もりを徴し、具体的な経費の差を確認し、随意契約理由を決裁に記載することとした。	措置済み
監査結果	母子寡婦福祉資金貸付システム ハードウェアの調達については、ソフトウェアと分離させ、より一層の経費節減を図る必要がある。	今後、ハードウェアの調達の際には、ソフトウェアと分離させ、入札等を行うことにより、より一層の経費削減を図ることとした。	措置済み
監査結果	母子寡婦福祉資金貸付システム 委託業者から提出される納品物は契約書等により明確にするとともに、検収に必要な試験項目を明確にし、それに基づき試験を行い、試験結果を一定期間保管する必要がある。	監査時点と同じ	委託業者から提出される納品物は、契約書等により事前に明確にするとともに、検収に必要な試験項目を明確にし、それに基づき試験を行い、試験結果を一定期間保管する。
監査結果	母子寡婦福祉資金貸付システム パッケージソフトウェアのカスタマイズを前提とした開発業務委託の場合は、ソースプログラム、設計書、仕様書は成果物として提出させる必要がある。	パッケージソフトウェアのカスタマイズを前提とした開発業務委託の場合は、カスタマイズ部分について、今後も修正、変更することが見込まれるため、ソースプログラム、設計書、仕様書は成果物として提出させることとした。	措置済み
意見	母子寡婦福祉資金貸付システム プログラム改修において、作業報告書等に作業時間や対応工数を記載させ、次年度以降の契約時費用算定の参考とすることが望まれる。	平成19年度のシステム保守業務委託契約で、作業内容、作業時間、対応工数等を記載した作業内容報告書を提出させることとした。	措置済み
意見	児童扶養手当管理システムの保守業務委託において、作業報告書等に作業時間や対応工数を記載させ、次年度以降の契約時費用算定の参考とすることが望まれる。	平成19年度のシステム保守業務委託契約で、作業内容、作業時間、対応工数等を記載した作業内容報告書を提出させることとした。	措置済み
監査結果	児童扶養手当管理システム 情報セキュリティ実施手順書の策定に関し、責任者である課長の決裁が必要である。	今後、情報セキュリティ実施手順書の見直しを予定していることから、改定の際には責任者である情報システムを所掌する所属長(課長)の決裁を受けることとした。	措置済み
監査結果	児童扶養手当管理システム 情報セキュリティ実施手順書について、課内で適宜研修を実施する必要がある。	監査時点と同じ	今後、当該システムを取り扱う新入職員、異動職員に対しては、情報セキュリティ実施手順書に関する課内研修等を実施する。
監査結果	児童扶養手当管理システム・母子寡婦福祉資金貸付システムのユーザIDは、個人別に付与する必要がある。	児童扶養手当管理システム(船橋駅前総合窓口センターに設置しているもの)、母子寡婦福祉資金貸付システムともに、平成18年度中に、個人別にユーザIDを付与できるように改修した。	措置済み
意見	母子寡婦福祉資金貸付システム において、利用者自身によるパスワード変更機能の追加を検討することが望まれる。	平成18年度中に、母子寡婦福祉資金貸付システムに、パスワード変更機能を追加した。	措置済み
監査結果	児童扶養手当管理システム、母子寡婦福祉資金貸付システムについて、保守業務に関する委託業者とサーバ等におけるOSのセキュリティパッチの要否に関する打ち合わせを行い、適用の方針を明確にする必要がある。	監査時点と同じ	児童扶養手当システム及び母子寡婦福祉資金貸付システムは、外部からの不正アクセスを防止するため、インターネットに接続しておらず、オンラインによるOSのセキュリティパッチの適用ができないシステムとなっていることから、今後、システムの保守委託業者と、セキュリティパッチ適用の要否について検討し、対応方針を明確にする。